

全国がん登録実務者研修会

# Q&A

## (届出内容について)

広島県がん登録室

2024年7月12日

**Q1:自施設では検査を実施したのみで  
がんの確定診断をしていない（他院に紹介）  
届出が必要か**

**A:届出は不要**

**確定診断していない場合は不要です**

## Q2: 大腸の粘膜筋板は 上皮内に含まれるのか

A: 大腸癌（結腸癌、直腸癌）の場合は基底膜を越えていても粘膜筋板より内側（粘膜内）にとどまっているものを上皮内とします

全国がん登録届出マニュアル2022

P21をご確認下さい

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/can\\_reg/national/hospital/rep-manu.html](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/rep-manu.html)

**Q3:大腸がんの手術で複数部位の組織を  
採取したところ、直腸S状部とS状結腸に  
がんが見つかった。  
この場合の届出はどうしたらよいか**

**A: 直腸S状部とS状結腸**

それぞれが独立したがんの場合は  
それぞれの届出が必要

**Q4: 7月3日画像検査、  
7月10日生検で直腸S状部がんと診断  
7月20日手術で直腸S状部がんとS状結腸がんと診断  
それぞれの診断日は？**

A: 直腸S状部がんは生検実施日（7月10日）  
S状結腸がんは手術日（7月20日）が診断日

当該がんの初回治療前の診断のために行った  
検査のうち「がん」と診断する根拠となった  
検査を行った日

（全国がん登録届出マニュアル2022 P40より）

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/can\\_reg/national/hospital/rep-manu.html](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/rep-manu.html)

## Q5:再発で受診した場合の届出は どうしたらよいか

A:当該がんで初めて自施設を受診した場合は  
届出が必要。その場合は再発の情報ではなく、  
原発の情報で届出。

自施設で過去に診断して届出済みの場合は不要  
1腫瘍1回の届出をお願いします

修正

**Q6:初回治療として、治療をせず  
経過観察となった場合届出が必要か**

A:届出が必要

全国がん登録では、“経過観察”の決定、実行も  
初回治療開始とする

**Q7:術前に化学療法等施行した場合の  
進展度・術後病理学的の項目は  
何を選択したらよいか**

A: 「660 手術なし又は術前治療後」を選択

手術の前に

初回治療が開始された場合に適用

## Q8：病理診断で該当する形態がない場合は どうしたらよいか

A:「悪性腫瘍」を選び

病理診断等の詳細を備考欄に記載

この他にも、備考欄には紹介元・紹介先  
旧姓・新旧住所等々の情報も記載して  
いただけると大変助かります

# 届出内容について 不明な点があるときは？

お問い合わせ先

広島県がん登録室

082-261-5160 までご連絡ください

